

会社法施行規則等の重要項目及び法務省令案からの変更点について

田 澤 元 章

一 はじめに

会社法（平成一七年法律第86号）、会社法施行令（平成一七年政令第364号）の制定に引き続き、会社法施行規則（法務省令第12号）、会社計算規則（法務省令第13号）及び電子公告規則（法務省令第14号）が、平成一八年二月七日に制定された。

会社法に関する法務省令については、平成一七年一月二十九日に、（一）会社法施行規則案（本体省令案）、（二）株主総会等に関する法務省令案（総会省令案）、（三）株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案（内部統制省令

案）、（四）株式会社の計算に関する法務省令案（計算省令案）、（五）株式会社の監査に関する法務省令案（監査省令案）、（六）株式会社の特例清算に関する法務省令案（特別清算省令）、（七）持分会社に関する法務省令案（持分会社省令）、（八）組織再編行為に関する法務省令案（組織再編省令案）、（九）電子公告に関する法務省令案（電子公告省令案）の九つの省令案が公表され、平成一七年二月二十八日までパブリックコメントの募集がなされた。

法務省の発表によれば、これらの省令案の意見募集に対し全部で一六四件の意見が寄せられたとのことである。今回制定された上記三つの法務省令は、これらの意見募集の結果を

踏まえ、所要の修正を行ったうえで制定されたものである。以下では、会社法施行規則（以下、会規と略して引用する）、会社計算規則（以下、計規と略して引用する）、電子公告規則の重要項目および省令案からの変更点について、法務省に寄せられた意見およびそれに対する法務省の考え方を引用しつつ解説する。

なお、意見の概要及び法務省の考え方については、「会社法施行規則案」等に関する意見募集結果²として法務省のウェブサイト³に公開されている。

二 全体の構成について

会社法に基づく法務省令の構成に関して、会社法の法務省令委任事項の全部を網羅する会社法施行規則に加えて特定の分野に関する省令事項をまとめた枝省令を八本制定するという方式を採用することについては、個別省令を設けずに一つの省令にまとめるべきである、可能な限りまとめるべきである、整理統合すべきものが少なくないとする意見等が寄せられ、これらの各意見を踏まえて、全体の構成や法務省令に規定すべき事項について再検討して、会社法施行規則、会社計算規則

則、電子公告規則の三本にまとめるなどの所要の修正をしたという。

会社法施行規則は、総会省令案等の枝省令案を取り込んで会社法と同じ標題および編別に構成し直したものであり、会社法との対応関係も明確で分かりやすくなったといえる。会社計算規則は、持分会社省令案および監査省令案と組織再編省令案の計算に関する部分をまとめたものである。電子公告規則は、電子公告省令案ほほそのままである。

三 会社法施行規則

〔一〕総則

（一）省令による定義規定

〔参照〕会規2条3項

会社法施行規則2条は、1項2項で会社法の定義を援用する用語を定めているが、3項では、施行規則により新たに内容を定義する用語を二個列挙している。これらは省令案ではなかったものや省令案の各本条において定められていたものである。用語の意義をまとめて規定したことにより、省令の各条文は読み易くなったといえる。しかし他方、各条文を

読み解く際には、これらの用語についてはその意義に注意すべきことになる。

例えば、会社等（2号）〔省令案では親子会社の条文中に規定していた〕、役員（3号）、会社役員（4号）、社外役員（5号）、業務執行者（6号）〔使用人を含む〕、社外取締役候補者（7号）、社外監査役候補者（8号）、社債取得者（16号）〔発行会社以外の者から社債を取得した者〕、特定関係事業者（18号）、関連会社（20号）、連結配当規制適用会社（21号）などである。

（二）親会社・子会社の定義

〔参照〕会規3条・4条、本体省令案3条・4条、法2条3号4号

親会社および子会社の意義（法2条3号4号）は、従来の「議決権の過半数」という形式的基準ではなく、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」という実質的支配関係の有無により判断される。

また、親会社および子会社には、「会社等」の定義から明らかによつて（会規2条3項2号）、外国会社や法人格を有しない組合（外国における組合に相当するものを含む）その他こ

れに準ずる事業体も含まれる。これは、親会社・子会社に関連する規律（社外取締役の要件、監査役の調査権、子会社による親会社株式の取得の禁止等）の趣旨にかんがみると、対象となる法人を株式会社に限定しておくべき合理的な理由はないからである。現行の財務諸表等規則8条4項の規定とはほぼ同一の内容であるといえる。

「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」という実質的支配の有無については、「議決権に対する実質的支配」がその基礎として重要であり、

自己（子会社および子法人等を含む）の計算において所有している議決権（3条3項1号参照）の数の割合が四〇%以上（3条3項1号及び2号本文）および

自己所有等議決権数（3条3項2号イ参照）の割合が五〇%超（3条3項3号）

という要件のいずれにもあてはまらない場合は、親会社・子会社はそもそも問題とならない。

子会社の定義は、次のように、会社法の多くの条項の適用において重要である。

子会社による親会社株式の取得禁止（法135条）
子会社からの自己株式取得（法163条）

株主の権利に関する利益供与（法120条・970条）
連結計算書類の作成（法44条1項）
資格・兼任禁止

社外取締役（法2条15号）、社外監査役（法2条16号）、会計参与（法333条3項）、監査役（法335条2項）、会計監査人（法337条3項）、監査委員（法400条4項）等
子会社が業務財産調査・報告徴収の対象となるもの（以下の者による調査・報告徴収）

検査役（法358条4項）、会計参与（法374条3項）、監査役（法381条3項・389条5項）、会計監査人（法396条3項5項）、監査委員（405条2項）、清算会社の監督委員（法530条2項）等

取締役会議事録閲覧（法371条5項6項）
監査役会議事録閲覧（法394条3項4項）
委員会議事録閲覧（法413条4項5項）

社外取締役の子会社の業務執行取締役等への就任による責任限定契約の失効（法427条2項）
電子公告調査機関は親会社の調査を行うことができない（法947条2号）

省令案（会社法施行規則案3条・4条）に対するパブリック

〔二〕設立・株式

（一）株式会社に損害を与えるおそれのない設立費用

〔参照〕会規5条・本体省令案14条、法28条4号

省令案（会社法施行規則案14条）に対しては、登記申請代理人に支払うべき報酬を加えるべきであるとする意見、定款の印紙税も加えるべきであるとする意見、創立総会の決議で定められた費用を掲げることは相当でないとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。

すなわち、については、定型的でないものを「株式会社に損害を与えるおそれがない」設立費用に含めるのは難しいことから、原案は相当であると考え。については、意見を踏まえて所要の修正をした。については、意見を踏まえて所要の修正をした。

会社法施行規則5条においては、の印紙税を加え、については削除したものととなっている（会規5条）。

（二）株主の権利行使に関する利益供与、現物出資の価額が不足する場合および剰余金の配当等に関して責任をとるべ

クコメントにおいて、親会社及び子会社の定義として、現行の財務諸表等規則8条4項の内容とほぼ同一の実質基準を用いることについては、形式基準を部分的に維持すべきであるとする意見、会社法135条との関係での親会社の定義の特則を置くなどして、同条の親会社には外国会社の財務及び事業の方針の決定を支配しているケースを含めるようにすべきであるとする意見、4条について一律に投資目的会社を除外すべきではないとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。すなわち、については、証券取引法との統一的处理・孫会社が存在する場合等における規律の複雑化の危険性等にかんがみ、部分的に形式基準を導入するのは相当でないと考え。については、意見を踏まえて所要の修正をした。については、証券取引法との統一的处理等の観点から、原案は相当であると考え。

今回制定された会社法施行規則においては、会社法135条「親会社株式の取得の禁止」に関連するの意見への対応として、みなし規定が置かれたものである（会規3条4項）。

き取締役等

〔参照〕会規21条・44条、計規187条、189条・本体省令案22条・44条・87条、法120条4項・213条・462条1項

剰余金の配当等に関して責任をとるべき取締役（法462条1項）に関する省令とは会社計算規則であるり、会社計算規則の解説のところで扱うべきであるが、事柄の性質上類似した内容なので、便宜的にここでまとめて取り上げる。

これらの省令は、「株主の権利行使に関する利益供与」（法120条4項）、「募集株式引受人の現物出資財産の価額が不足した場合」（法213条）、「剰余金の配当等」（法462条1項）に関し、自己の無過失を証明しない限り損害賠償責任を負う取締役等を定めるものである。内容はほぼ共通しており、およそ次の三つに要約できる。

当該事項に関する職務を行った取締役等

当該行為が取締役会決議に基づいて行われたときは、

（一）取締役会に当該事項に関する議案を提案するか、または、

（二）当該事項に関する取締役会決議に賛成した取締役等

当該行為が株主総会決議に基づくときは、

（一）株主総会に当該事項に関する議案の提案、

(ii) 株主総会への議案の提案が取締役会決議に基づくとともに、その決議に賛成、
 (iii) 株主総会で当該事項について説明等のいずれかをなした取締役等

(三) 子会社による親会社株式取得禁止の例外

〔参照〕 会規23条・本体省令案24条、法135条2項5号
 自己株式の取得を広く許容したのに対し（法155条以下）、子会社による親会社株式の取得のみ原則禁止という事前規制を維持することは不均衡であり、また理論的にも維持する理由はない。

しかし、子会社による親会社株式買受けにつき、親会社についての財源規制を設けることが技術的にまた運用上も困難であるため、取得禁止の例外を省令により拡大することとする（法135条2項5号）。すなわち、無償で取得する場合、権利の実行に当たり必要不可欠である場合のほか、現物配当や組織再編行為等に伴い取得する場合を例外として指定する。これは、組織再編行為等の場合における対価の柔軟化に伴い、親会社株式の割当て・交付を受ける場合が多様化したことによる。

ている。
 すなわち、株式の併合や株主ごとの異なる定めを設けるにあたって割合基準による規制が設けられていないことにかんがみれば、原案は相当であると考ええる。

したがって、省令案と同じ内容を維持している（会規34条）。よって、現行法の二〇〇単元以上を確保するという制約はなくなつた。

(六) 単元未満株主の有する権利の内容

〔参照〕 会規35条・本体省令案36条、法189条2項6号
 現行商法上の端株制度と単元株制度を会社法において一体化することに伴い、現行法における単元未満株主の権利と端株主の権利とを調整する必要がある。よって、「株式の併合」、「株式の分割」、「株式の無償割当」、「組織変更」、「組織再編行為等により金銭等を受けることのできる権利」等、定款によっても制限することのできない権利のうち、会社法において定めていない事項を規定している。

逆に言えば、これら省令で規定する権利および会社法に明文で規定する権利（法189条2項1号、5号）以外の単元未満株主の権利については、定款で制限することができる。

(四) 株式会社が自己株式を取得できる場合

〔参照〕 会規27条・本体省令案28条、法155条13号
 法155条1号から12号が規定する場合に加え、自己株式を取得できる場合を定めるもの（法155条13号）である。無償取得、株式買取請求に応じての取得、現物配当や組織再編行為等に伴い取得する場合等がその内容である。なお、会社法施行規則27条2号の「株式」には、「持分その他これに準ずるものを含む」こととされ、会社が持分を有する法人が解散したときに、残余財産の分配として自己株式を取得することができることが明確になった。

(五) 単元数

〔参照〕 会規34条・本体省令案35条、法188条2項
 省令案（会社法施行規則案35条）に対しては、単元株式数を定めるにあたっての制限に関して、現行法と同様に、一〇〇株という株式数基準に加えて発行済株式総数の二〇〇分の一という割合基準を維持すべきであるとする意見が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表し

省令案（会社法施行規則案36条）と比較すると、会社法施行規則35条4号・5号・8号二などが変更されている。会社法施行規則35条4号イによれば、相続等により単元未満株式を取得した者による名義書換請求権は、定款によっても制限できない。これを裏から言えば、既に述べたように、ここに列挙された以外の事由による取得についての名義書換請求や譲渡承認請求を制限する旨の定款の定めを置けることを意味する。したがって、そのような定款の定めを置けば、単元未満株式は、事実上、譲渡禁止になるといえる。

(七) 有価証券の市場価格

〔参照〕 会規6条・30条・36条、38条・43条・50条・59条など・本体省令案15条・31条・37条・38条・43条・48条・55条など、法33条10項2号・161条・193条1項1号・194条4項・197条2項・207条9項3号・234条3項・284条9項3号など

会社法の随所に出てくる有価証券の市場価格については、

当該日における取引市場における最終価格（当該日において市場休業などで取引がないときはその後最初になされた売買取引の成立価格）、

当該日の公開買付け等の価格

のうち、いずれが高い価格であるとされる。

省令案においては、前の週の最終取引価格の平均価格も比較対象に入っていたが、会社法施行規則では削除された。

〔三〕株主総会

(一) 株主総会等を招集する際に決定すべき事項

〔参照〕 会規63条・総会省令案3条・法298条1項5号

省令案(総会省令案3条) に対しては、株主総会の招集に関する決定事項に関して、同一の日において定時株主総会を開催する他の株式会社が多くの場合におけるその理由の決定に関して、「著しく多い」の概念が不明確である上、招集決定の時点では集中日を把握することができないので削除すべきであるとする意見、「代理人の資格」について取締役会決議により限定することを認めることは現行の学説や実務の取扱いに反するので削除すべきであるとする意見、組織再編行為、資本減少及び自己株式の有償取得については、その議案の概要を決定し、株主に通知するようにすべきであるという意見等が寄せられた。

これらの意見に対し法務省は、から までについては、いずれも、意見を踏まえて、所要の修正をした。すなわち、

の公開会社の株主総会の集中日に関しては、「特に理由があるとき」だけその理由を開示すればよく(会規63条1号本文)、は削除され(会規63条5号参照)、 については招集通知に合併等の組織再編の議案の概要を載せるよう追加をなした(会規63条7号ホ・ト〜ワ)。

(二) 書面投票を要しない株式会社の場合

〔参照〕 会規64条・総会省令案4条、法298条2項

株主数一、〇〇〇人以上の会社は原則として書面投票を行うことが必要であるが、証券取引法に基づき、株主総会招集通知に際して委任状用紙を交付することにより、「議決権の第三者による代理行使」を勧誘している場合には、書面投票は不要である。

(三) 書面又は電磁的方法による議決権行使の期限

〔参照〕 会規63条3号ロ・69条・70条・総会省令案3条3号・7条・8条、法311条1項・312条1項

書面または電磁的方法による議決権行使の期限について、実務界からの明確化の要望に呼応して、原則を「株主総会の日直前の営業時間の終了時」とした上で、例外的に、招集に

際して別に期限(一定の要件を満たすものに限り)を定めるときには、当該期限とすることを認める。

省令案(総会省令案3条3号・7条・8条) に対しては、事前に株式会社が決定することができる議決権行使の期限に関して、例えば、「株主総会の四八時間以内の時」などの要件を設けるべきであるとする意見が寄せられた。これらの意見に対し法務省は、原案では株主に必要な考慮期間を確保しており、相当であると考えたと述べている。

(四) 二重投票の取り扱い

〔参照〕 会規63条4号ロ・66条1項3号・総会省令案3条4号ロ・35条1項、法298条1項5号

書面投票・電子投票を二重に行使した場合の取り扱いを事前に定められることが明確に規定された。

(五) 相互保有株主の範囲(実質的支配が可能となる関係)

〔参照〕 会規67条・総会省令案6条、法308条1項

その保有する株式の議決権が制限される相互保有株主の範囲について、近年株式の保有者として投資ファンドや事業組合等の法形式の採用が増加したことに伴い、その対象を株式

会社に限定せず、国内および外国の会社・組合等にまで広げ、また保有要件を現行の四分の一から四分の一以上に拡大している。

(六) 取締役等の説明義務が免除される場合

〔参照〕 会規71条・総会省令案9条、法314条

現行商法237条ノ3第1項2項に規定されている事項を、法的に整理した上で規定している。説明により会社その他の者の権利を侵害する場合、実質的に同一事項につき繰り返し説明を求める場合が追加された。

(七) 株主総会議事録

〔参照〕 会規72条・総会省令案10条、法318条1項

株主総会議事録に記載すべき事項を定め(法318条1項)、特に株主総会で述べられた一定の意見・発言の概要について記載すべきものとする。

「総会決議の省略」「書面決議」(法319条) や「株主総会への報告の省略」(法320条) の場合も議事録の作成が要求される(会規72条4項)。取締役会議事録の場合(会社法施行規則101条)と同様の規制である。

なお、省令案（総会省令案10条）に対しては、現行法と同様に議長及び出席取締役の署名を要求すべきであるという意見等が寄せられた。この意見に対し法務省は、取締役会の議事録と異なり、株主総会の議事録には署名等を行うことによる特別な法的効果が設けられていないことにかんがみれば、必ずしもこれを要求する必要はなく、原案は相当であると考へるとした。

（八）株主総会参考書類

「参照」会規73条、93条、総会省令案11条、31条、法301条1項

省令案（総会省令案11条、31条）に対しては、後述する社外役員に関する事項とは別に、組織再編行為に関する議案に係る株主総会参考書類には、全ての事前開示事項の内容を記載させるべきであるとする意見、株主提案の場合における記載事項の文字数制限に関して、現行法と同様の四〇〇字以内という形式的な基準を維持すべきであるとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。

省令案（総会省令案12条4項・14条4項）においては、公開会社が社外役員を選任する場合の参考書類に、当該候補者が「当該会社の特定関係事業者または主要な取引先である会社等の業務執行者」や「当該会社の業務執行者の三親等以内の親族」であるとき等には、その旨を記載することとした。これは、コーポレート・ガバナンス充実の観点から、社外取締役・社外監査役の選任議案の参考書類において独立性に関する事項を開示させるものであり、事業報告における社外役員の独立性の開示（会社法施行規則案78条）と同趣旨である。

この省令案（総会省令案12条4項・14条4項）に対しては、株主総会参考書類における社外役員に関する開示事項に関して（事業報告における社外役員に関する開示事項も同様）、社外役員のみを区別すべきではないとする意見、開示事項が詳細に過ぎるので重要なものに限定すべきであるとする意見、他社における不祥事に関する事項や社外役員の親族に関する事項などは会社において把握することが困難であるとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。

すなわち、については、意見を踏まえて、組織再編行為に関する議案に係る株主総会参考書類の記載事項について所要の見直しを行った。については、会社によって株主数等の事情が異なることにかんがみれば、一律に画一的な形式基準を設けることは適切ではなく、原案は相当であると考ええる。今回制定された会社法施行規則においては、については事前開示事項を記載させ（会規86条、91条参照）、については原案を維持している（会規93条）。

なお、株主総会参考書類に記載すべき事項が、招集通知や事業報告など他の株主に提供する書面に既に記載されている場合には、株主参考書類にそれらの事項を記載する必要はなく、逆に、招集通知や事業報告に記載すべき事項のうち、既に株主総会参考書類に記載しているものがある場合には、それらの事項については、招集通知や事業報告に記載する必要はない（会規73条3項4項）。すなわち、他の書面と重複記載になる場合に記載の省略が認められたものである。

（九）株主総会参考書類における社外役員に関する開示事項

「参照」会規74条4項・76条4項、総会省令案12条4項・14条4項、法301条1項

すなわち、については、社外役員の法的性格等にかんがみれば社外役員とそれ以外の役員との間で開示事項を一定程度区別することは合理的であることから、原案は相当であると考ええる。については、開示事項をやや簡略化することとした。については、意見をを受けて、会社が把握困難な事項については、会社が知らない場合には開示を義務付けないこととする措置をとることとした。その他、開示の範囲などについて所要の見直しを行った。

今回制定された会社法施行規則においては、株主参考書類における社外役員に関する開示事項について、「重要でないものを除く」との限定が付され、社外役員の他社との関係や親族に関する事項については、「当該会社が知っているとき」に限り開示義務があるとされた（会規74条4項・76条4項）。なお、事業報告における社外役員に関する開示事項についても同様の規定に改められた（会規124条）。

（一〇）株主参考書類など株主に送付する書面等のウェブサイト開示

「参照」会規94条・133条3項、計規161条4項・162条4項、会社法施行規則案82条、計算省令87条・88条、法437条・444条66

項

以下では株主総会参考書類のウェブサイト開示について説明するが、同時に同じくウェブサイトに開示を認められた事業報告および会社計算規則に同様の規定がある注記表と連結計算書類についても、説明の便宜上、ここで取り扱うものとする。

省令案に対しては、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、注記表及び連結計算書類の全部につき、ウェブサイトで開示することにより、書面による提供に代えることができるようにすべきであるとする意見等が寄せられた。

これらの意見を受けて、法務省は、株主に送付する事業報告等の書面の一部について、ウェブサイトで開示することにより書面による提供に代えることができる措置を採ることとした。

すなわち、株主総会参考書類及び事業報告の記載事項の一部（会規⁹⁴94条・133条3項）、個注記表及び連結計算書類の全部（計規¹⁶¹161条4項・162条4項）について、一定の要件を満たしたインターネットによる開示（ウェブ開示）の措置をとることにより、株主への提供に代えることを可能としている。

ウェブ開示を行うには、ウェブサイトによる開示を行う旨の定款の定めを置かなくてはならない。ただし、一定の事項については、たとえウェブサイトに開示しても、株主に提供する書面による株主総会参考書類や事業報告への記載を省略することができる。

株主参考書類については、議案、会社法施行規則¹³³133条3項1号に規定する事項を株主総会参考書類に記載することとしている場合の当該事項、株主総会参考書類に記載しなければならない事項のうち、ウェブ開示の措置をとることについて監査役又は監査委員が異議を述べた部分等については、株主総会参考書類への記載を省略することができない（会規⁹⁴94条1項各号）。

株主参考書類にはウェブのアドレスを記載することを要し（会規⁹⁴94条2項）、また、ウェブ開示は、株主に対して書類を提供しなければならない株主総会の招集通知を発出するときから、当該株主総会の日から三ヶ月が経過するまでの間、継続して行わなくてはならない（会規⁹⁴94条1項本文）。

したごと、特定の会社役員が補欠として選任することができることを明確化したこと、取締役監査役選任権付株式が行われている場合には、種類株主総会の決議により、決議の有効期間を短縮することができることとしたこと等である（会規⁹⁶96条2項2号、4号3項但書）。

(二) 株式会社の業務の適正を確保する体制の整備に際しての取締役の責務

〔参照〕内部統制省令案3条

省令案（内部統制省令案3条）においては、株式会社の業務の適正を確保する体制の整備に際しての取締役の責務として、次のような事項に留意すべきと規定されていた。いずれも、従来から株式会社の基本理念と考えられている事項を列挙したものである。

株主の利益の最大化に資するものであること（1号）

会社の業務及び効率性の確保に向けた株主又は機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること（2号）

会社の個性および特質を踏まえたものであること（4号）

株式会社をめぐるとる利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること（5号）

〔四〕役員等

(一) 補欠役員

〔参照〕会規⁹⁶96条、本体省令案⁵⁹59条、法³²⁹329条2項

省令案（会社法施行規則案⁵⁹59条）に対しては、定款で別段の定めをすることにより補欠役員の選任決議の効力を延長することができることに關して、当該定款の別段の定めを許容範囲を明示すべきであるとする意見、補欠役員の就任前の選任決議の取消しは総会決議による場合に限定すべきであるとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。すなわち、については、選任決議の効力期間についての別段の定めは、実質的に当該補欠役員の選任時を起算点とした任期を上限とするものであり、特段の規定を設ける必要はなく、原案は相当であると考ええる。については、補欠役員は就任までは役員としての地位を有しておらず、必ずしも現任役員と同様の取扱いを行う必然性はないことから、原案は相当であると考ええる。

したがって、これらの点については省令案からの変更はないが、次の点につき、省令案から変更があった。すなわち、補欠社外取締役および補欠社外監査役を選任できるように

この省令案（内部統制省令案3条）に対しては、省令に委任された事項であるか否か疑問であるとする意見、1号は、従来から「会社は誰のものか」、「会社法の目的は何か」という深遠な学問論争が繰り広げられてきた重要問題に関わるものであり、このような規定を設けることは相当ではないとする意見、株主の利益が他のステークホルダーに優先するとの誤解を招くおそれがある等の意見等が寄せられた。

これらの各意見等を踏まえて、法務省は、内部統制省令案3条の規定等を削除した上で、内部統制省令案4条以下の内容を会社法施行規則に統合することとした。したがって、会社法施行規則において内部統制省令案3条に対応する条文は置かれず、これらの問題については解釈に委ねられた。

(三) 株式会社の業務の適正を確保する体制とその開示および監査

「参照」会規98条・100条・112条・118条2号・129条1項5号・内部統制省令案4条）8条、法³⁴⁸348条3項4号・362条4項6号・416条1項1号口ホ・435条2項・436条1項2項2号

省令案（内部統制省令案4条）6条）では、株式会社の業務の適正を確保する体制について、概ね次のような事項を定

めている。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役の職の執行が効率的に行われることを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役の職務を補助する使用人等に関する事項

グループ企業の場合は企業集団全体での業務の適正を確保するための体制

省令案（内部統制省令案4条）6条）に対しては、「効率性」および「企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制」について意見が寄せられた。

まず、「効率性」については、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として定める事項の具体的な内容として「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」等を規定することに関して、「効率性」については、業務の適正を確保するための、内容として含まれるか疑問であり削除すべきであるとする意見等が寄せられた。これ

らの意見に対し法務省は、「適正」には「効率性」も含まれると考えられることから、原案は相当であると考えるとし、ほぼ同じ内容を会社法施行規則に定めている（会規98条1項3号・100条1項3号・112条2項3号）。

次に、「企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制」については、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として定める事項の具体的な内容の一つとして、「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定することに關して、自らが子会社の場合にどのような決定を行うのかが不分明であるため、親会社である場合に限定すべきであるとする意見が寄せられた。これらの意見に対し法務省は、子会社であっても、自社と親会社との関係に関する自社の方針について決定することは有用であり、原案は相当であると考えとし、ほぼ同じ内容を会社法施行規則に定めている（会規98条1項5号・100条1項5号・112条1項5号）。

なお、省令案との変更点でひとつ指摘すると、委員会設置会社の内部統制における企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制が、執行役の職務の執行に関する体制（法416条1項1号ホ）から監査委員会の職務の執行のために必

要な事項（法416条1項1号口）へと移動されている（会規112条1項5号・内部統制省令案6条2項対照）。

業務の適正を確保するための体制に関する事項は、事業報告の記載事項として株主に開示され（会規118条2号）、かつ、監査の対象とされる（会規129条1項5号）。

(四) 取締役会・監査役会・委員会などの議事録

「参照」会規101条・109条・111条・143条・本体省令案64条・69条・71条、法369条3項・393条2項・412条3項・490条5項

企業秘密の漏出や閲覧権の濫用をおそれて簡略なものになりがちであった取締役会の議事録に記載すべき事項を定めることとした。取締役会と同様に、監査役会や委員会においても、法定の要件を充たす議事録の作成が要求される。なお、今回の省令ではテレビ会議が可能ことが条文上明確に読み取れるように規定された（会規101条3項1号・109条3項1号・111条3項1号）。

取締役会議事録についていえば、特に、「競争・利益相反取引」、「監査役の見解・報告」など、一定の場合に取締役会で述べられた意見・発言の概要の記載を要する。議事録は、株主・会社債権者等による閲覧・謄写請求の対象となり、役員

等の責任追及のための資料となり得る。

「取締役会決議の省略」「書面決議」「取締役会への報告の省略」(法370条・372条)の場合も、議事録の作成が要求される。「一定の場合における意見・発言の概要の記載」、「報告省略の場合の議事録作成」などは、監査役会や委員会の議事録の場合も同様である(会規109条3項4項・111条3項4項、法395条・414条)。

議事録に異議をとどめない役員等は、決議に賛成したものと推定され(法369条5項・393条4項・412条5項)、損害賠償責任等において不利益を受けるおそれがある(会規21条・44条・46条、計規187条・189条、法423条3項3号)。

なお、省令案には規定がなかった清算人会の議事録についても、会社法施行規則¹⁴³に規定が設けられた(法490条5項・369条3項)。

株主総会議事録(会規72条)については既に述べた通りである(本稿「三」(七)参照)。

(五) 会計参与報告の内容

「参照」会規102条・本體省令案65条、法374条1項

会計に関する有資格者として、会社の「計算書類」の作成

し、知識及び技術の習得、公正不偏の態度及び独立性の保持、取締役等との意思疎通、虚偽表示等の可能性への留意などが定められていた。これに対して、そもそも努力義務に係る規定を法務省令で定めるべきではないとする意見等が寄せられた。そこで法務省は、この意見を踏まえ、法的に意味を有する取締役等との意思疎通に関する規定以外の規定については、全て削除することとした。

会社法施行規則105条・107条・110条では、取締役等との意思疎通については規定内容を整理の上維持している。なお、親子会社の監査役等との意思疎通及び情報交換の規定が新たに設けられている。

【五】 事業報告

(一) 事業報告全般

「参照」会規118条・128条・本體省令案76条・81条、法435条2項

事業報告に関する省令案(本體省令案76条・81条)については、後述する社外役員に関する事項の開示について寄せられた意見(既に「三」(九)で述べたものと同じである)を除いて、公開会社一般について開示すべき事項の特則を設け

の適正さを担保する役割を担うのが会計参与であるが、計算書類それ自体からは、会計参与がどのようにその作成に関与したかが明らかとならない。そこで、次のような事項を会計参与報告の記載事項とし、株主・債権者に対して開示するものである。

会計参与が職務を行う際に会社と合意した事項

計算書類作成のために採用した会計方針

等
計算書類作成に用いた資料の種類や作成過程および方法

会計参与報告は会計参与が計算書類等を取締役と共同で作成したときに作成されるものであるが、株主総会の招集通知には添付されず、会計参与のもとで開示される(法378条1項)。会計参与報告は計算書類等とともに会計参与である税理士等の事務所を会計参与報告等備置場所として備え置かれ、その税理士等の業務時間内に閲覧が許される(会規¹⁰³条・104条)。

(六) 監査人の監査の基本姿勢

「参照」会規105条・107条・110条・監査省令案3条・7条、法381条1項・389条2項・396条1項

省令案(監査省令案3条・7条)においては、監査人に対

ていることに関して、適用対象から公開小会社を除外し、あるいは、上場会社や有価証券報告書提出会社に限定すべきであるとする意見、役員報酬については個別開示を義務づけるべきであるとする意見、開示すべき事項が詳細に過ぎる、あるいは、開示すべき事項に関する規定が不明確であるとする意見、会計監査人に関する開示事項に関して、会計監査人に就職してからの年数及び過去の業務停止処分に係る事項については、開示範囲を限定し、あるいは、開示事項から削るべきであるとする意見、その他個別の開示事項に関する意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。

すなわち、については、省令においては、会社法における区分(公開会社であるかどうかに着目した規律の導入、中小会社の区分の廃止)を踏まえた規律を設けており、原案は相当であると考え、については、役員報酬の個別開示については様々な議論があるところであり、現段階で一律に義務づけを行うことは相当ではないと考える。については、意見を踏まえて、開示すべき事項について一定の簡略化、明確化をするなどの所要の修正をした。及び については、

意見を踏まえて、開示すべき事項の範囲を見直すなどの、所要の修正をした。

の会計監査人に関する開示事項については、次の(三)で述べることとし、省令案(本体省令案76条、81条)からの変更点について若干述べる。

まず、会社区分との関係においては、省令案の区分を維持している。非公開会社の事業報告の内容は会社法施行規則118条のみであり、公開会社は会社法施行規則118条に加え、さらに119条から123条までの規定が適用される。省令案では、内部統制についての開示は、内部統制省令案7条にさだめられていたが、会社法施行規則118条2号に統合された。

株式会社の現況に関する事項では、企業集団の現況に関する事項が連結計算書類の内容となつている場合には、会社法施行規則120条1項各号の事項については事業報告書の記載を省略できるという規定が追加された(会規120条2項)。また、いわゆる過年度事項について、会計方針等を変更した場合、事業報告においては、修正後の過年度事項を反映した事項とすることができるという規定が設けられた(会規120条3項)。

会社役員に関する事項については、役員報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、それ

開示事項に追加している(会規121条5号)。

株式に関する事項については、省令案では議決権基準で一〇分の一以上の株主を開示するとしていたものを(本体省令案77条4項)、会社法施行規則では、発行済株式基準で一〇分の一以上の株主を開示することに改めた(会規122条1号)。

新株予約権に関する事項については、省令案(本体省令案77条5項)と実質的にほぼ同様である(会規123条)。

新たに規定を設け、会計参与と設置会社の特則として、会計参与と設置会社が会計参与と責任限定契約(法427条1項)を締結しているときは、その契約内容の概要を事業報告で開示させることとした(会規125条)。会計監査人設置会社の場合も同旨の規定があることに平仄を合わせたものである(会規126条7号、本体省令案79条1項8号)。

(二) 社外役員に関する開示事項

「参照」会規124条、本体省令案78条、法435条2項
省令案(本体省令案78条)においては、コーポレート・ガバナンス充実の観点から、会社の業務執行者を監督する社外取締役・社外監査役の会社からの独立性に関する事項を記載事項とし、当該社外役員が他の会社の業務執行役員等であ

るときは、その事実および当該会社と他の会社との関係、社外役員が他の会社の社外役員を兼任している事実等、当該会社・特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係等を、事業報告において開示させることとした。なお、株主総会参考書類における社外役員に関する記載も趣旨である(総会省令案12条4項・14条4項)。

この省令案に対しては、株主総会参考書類における社外役員に関する開示事項について述べたように、社外役員のみを区別すべきではないとする意見、開示事項が詳細に過ぎるので重要なものに限定すべきであるとする意見、他社における不祥事に関する事項や社外役員の親族に関する事項などは会社において把握することが困難であるとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。

すなわち、については、社外役員の法的性格等にかんがみれば社外役員とそれ以外の役員との間で開示事項を一定程度区別することは合理的であることから、原案は相当であると考え。については、開示事項をやや簡略化することとした。については、意見を受けて、会社が把握困難な事項

については、会社が知らない場合には開示を義務付けないこととする措置をとることとした。その他、開示の範囲などについて所要の見直しを行った。

今回制定された会社法施行規則においては、事業報告における社外役員に関する開示事項について、「重要でないものを除く」との限定が付され、社外役員他社との関係や親族に関する事項については、「当該会社が知っているとき」に限り開示義務があるとされた(会規124条)。また、省令案(本体省令案78条7号8号)では、社外役員である期間に、親会社又は兄弟会社から受けた報酬額と報酬以外の財産上の利益の額とを分けて開示することとなつていたが、会社法施行規則では、両者を分けて、報酬その他財産上の利益の総額を開示することとした(会規124条7号)。

(三) 会計監査人に関する開示事項

「参照」会規126条、本体省令案79条、法435条2項
既に述べたように省令案に対して、会計監査人に関する開示事項に関して、会計監査人に就職してからの年数及び過去の業務停止処分に係る事項については、開示範囲を限定し、あるいは、開示事項から削るべきであるとする意見が寄せら

れ、法務省は、この意見を踏まえて、開示すべき事項の範囲を見直すなどの、所要の修正をした。具体的には次の通りである。

会計監査人が選任されてからの年数を事業報告に記載する必要はなくなり（本体省令案79条1項3号）、また、会計監査人が業務停止処分を受けた事実については、過去五年間ではなく過去二年間の処分歴で、かつ、会社が事業報告の内容とすることが適切であると判断した場合にのみ開示することとした（会規126条6号・本体省令案79条1項7号対照）。

（四）買収防衛策に関する開示事項

〔参照〕 会規127条・本体省令案80条、法425条2項

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針」を定めている場合には、次の事項を開示するものとしている。

方針の内容

方針に照らして不適切な者が支配権を獲得することを防止するための取組み（買収防衛策の具体的内容）

防衛策が会社の価値や株主利益を損なうものではなく、また役員の状態の維持を目的とするものでない等、その合

理性に対する経営陣の評価と意見等

これは、会社法において会社が採りうる防衛策が多様化することに鑑み、会社が採用した買収防衛策についての株主や投資家、買収者の予見可能性を高めることが重要であるとの要望に応えるためである。省令案と同一の内容である。

（五）業務の適正を確保するための体制に係る監査

〔参照〕 会規129条1項5号・130条2項2号・131条1項2号・内部統制省令8条、法436条1項

会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制）に係る決定又は決議があるときは、その内容を事業報告に記載しなくてはならない（内部統制省令案7条「会規118条2項」）。そして監査役等は、事業報告を受領したときは、記載された業務の適正を確保するための体制について、その内容を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を内容とする監査報告を作成する義務があるとされた（内部統制省令案8条）。

この省令案（内部統制省令8条）に対しては、監査役等は業務報告に記載等された「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の全ての事項について監査すると規定す

ることに關して、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の監査については、監査役の職務の範囲、業務執行の禁止との関係で疑問があるという意見が寄せられた。

この意見を踏まえて、法務省は、監査役の監査すべき事業報告の内容のうち、業務の適正を確保する体制に関する事項に關し、「監査の範囲に属さないものを除く」との限定を付すこととした（会規129条1項5号・130条2項2号・131条1項2号）。

なお、事業報告の監査一般については、省令案では監査省令案22条、26条が定めていたが、今回制定された法務省令では、会社法施行規則129条、132条に規定が置かれている。省令案（監査省令25条）では、監査委員が監査報告の内容と意見が異なる場合には、監査報告にその意見を付記することができ旨の規定がなかったが、現行法に合わせ、今回制定された法務省令では意見の付記ができるように規定内容が改められた（会規131条1項）。

（六）事業報告のウェブサイト開示

〔参照〕 会規133条3項・本体省令案82条、法437条

既に株主總會参考書類のところで述べた通りであるが（本稿「三」（九）参照）、省令案（本体省令案82条）に対し、事業報告における記載事項をウェブサイトで開示することにより、書面による提供に代えることができるようにすべきであるとす意見等が寄せられ、この意見を受けて、法務省は、株主に送付する事業報告の書面の一部について、ウェブサイトで開示することにより書面による提供に代えることができる措置を採ることとした（会規133条3項）。

ウェブサイトによる開示を行う旨の定款の定めを置かなくてはならない。ただし、一定の事項については、たとえウェブサイトで開示しても、株主に提供する事業報告への記載を省略することができない。具体的には、株式会社の現況に関する事項（会規120条1項1号、8号）、株式会社の会社役員に関する事項（役員報酬等）（会規121条1号、5号及び8号）、株式会社の株式に関する事項（大株主の氏名等）（会規122条1号）、株式会社の新株予約権等に関する事項（会規123条1号2号）、事業報告に表示すべき事項のうち、ウェブサイト開示の措置をとることについて監査役等が異議を述べた部分、などである（会規133条3項1号2号）。

ウェブ開示を行うためには、定款にウェブ開示を行う旨の定めを置く必要がある(会規¹³³条3項但書)。株主に対しては、ウェブのアドレスを通知することを要し、また、ウェブ開示は、株主に対して書類を提供しなければならない株主総会の招集通知を发出するときから、当該株主総会の日から三ヶ月が経過するまでの間、継続して行わなくてはならない(会規¹³³条3項4項)。

〔六〕特別清算

省令案(特別清算省令案)は、特別清算における「債権者集会の招集」、「参考書類」、「議決権行使書面の記載事項」、「書面または電磁的方法による議決権行使の期限」、「議事録」等につき、社債権者集会に関する規律に準じて(法⁷¹条以下)、必要な事項を定めていた(特別清算省令案3条~8条)。パブリックコメントにおいて、特別清算に特有の規律に関する特段の意見は寄せられておらず、法務省は、会社法施行規則及び会社計算規則の修正内容を踏まえ、所要の修正をした。

今回制定された法務省令では、会社法施行規則¹⁵²条から¹⁵⁸条に特別清算に関する規定が置かれているが、省令案からの関する二ヶ条のみである(会規¹⁶⁰条・¹⁶¹条)。

〔八〕社債

社債に関しては、省令案(本体省令案¹⁰⁵条~¹²⁰条)に対して寄せられた意見の内容は法務省から公表されていない。今回制定された法務省令では、会社法施行規則¹⁶²条から¹⁷⁷条に社債に関する規定がある。省令案と比較して、若干の変更点があるものの、特に実質的規律の変更はない。いくつか変更点に触れると、社債募集に際して取締役会が定めるべき事項について、機動的発行がしやすいように、取締役会では、募集社債の総額の上限、および利率に関する事項と払込金額に関する事項の要綱を定めればよいとした(会規⁹⁹条)。社債の種類を特定する事項に、担保付社債に関する事項が追加された(会規¹⁶⁵条¹⁰号、法⁶⁸¹条¹項¹号)。

〔九〕組織再編

(一) 規定内容
省令案(組織再編省令案)は、組織変更、合併、会社分割、株式交換および株式移転等の組織再編行為に関し、大きく分けてだいたい次のような内容を規定していた。

実質的規律の変更はない。

〔七〕持分会社

省令案(持分会社省令案)は、持分会社の計算に関するものがその内容であり、会計帳簿の記帳(持分会社省令案3条~8条)、計算書類の種類及び計算書類等の表示(持分会社省令案9条~25条)、剰余金の計算(持分会社省令案26条~30条)などがその主なものである。資産および負債の内容・評価・評価・換算差額などについては、計算省令案の規定(計算省令案5条~8条・28条)が準用されていた(持分会社省令案4条)。

この省令案に対しては、合名会社及び合資会社の計算と合同会社の計算を区別すべきであるとする意見等が寄せられた。これに対し法務省は、合同会社に特有の規律に由来するもの以外の点において、持分会社間で作成すべき計算書類についての差異を設けるべきではないことから、原案は相当であると考えるとする。

今回制定された法務省令では、持分会社法令案の内容は、会社計算規則の中に取り込まれて規定され、会社法施行規則においては、持分会社に関する実質規定は、わずかに清算に

組織再編行為に係る会社の計算(組織再編省令案3条~51条)

組織再編行為を行う際の事前・事後備置書面の内容(組織再編省令案53条・55条・57条・62条・66条・72条・73条・75条~77条・80条~84条)

特殊決議・総株主同意を必要とする合併対価の内容(組織再編省令案58条・59条)

簡易要件等(純資産・総資産・反対株主の数など)(組織再編省令案60条・68条・69条・70条・78条)「なお、事業譲渡等の略式手続・簡易手続(法⁴⁶⁷条・⁴⁶⁸条)については、本体省令案⁸⁸条~⁹²条参照」

人的分割・株式交換における端数調整金の範囲(組織再編省令案52条・67条・74条)
今回制定された法務省令では、の部分については会社計算規則の中で規定し、からまので部分については、会社法施行規則の中で規定している(会規¹⁷⁸条~²¹³条)。

(二) 総株主の同意または特殊決議を要する合併対価の内容
「参照」会規¹⁸⁵条・¹⁸⁶条、組織再編省令案⁵⁸条・⁵⁹条、法⁷⁸³条²項³項

吸収合併、会社分割、株式交換の承認手続において、合併対価として交付するには総株主の同意・特殊決議を要するものとされる持分等・譲渡制限株式等の内容として（法783条2項3項）、それぞれ、「権利の移転または行使に債務者その他第三者の承諾を要するもの（持分会社の持分及び譲渡制限株式を除く）」、「存続会社等の取得条項付株式または取得条項付新株予約権（いずれも取得対価が譲渡制限株式であるものに限り）」を定める（会規185条・186条）。

なお、譲渡制限株式等・持分等のいずれも、譲渡制限株式・持分会社の持分と価値的に全く同価値と評価できるもののみを暫定的に定めたものであり、省令施行後一年を目途として、合併等の対価に係る検討の結果に基づき、これらの規律について再検討するとされる（会社法施行規則附則9条「組織再編省令案附則2項と同じ」）。

これら法務省令の規定は、省令案と同じであるが（組織再編省令58条・59条）、省令案に対しては、吸収合併等の承認手続において特殊決議を要するものとされる「譲渡制限株式等」の内容に関して、譲渡制限株式に相当する外国株式も取り定めるような規定にすべきであるとする意見、相手方当事会社等の株式に限定すべきではないとする意見、全部取得条項付

種類株式も含めるべきであるとする意見等が寄せられ、また、同手続において総株主同意を要するものとされる「持分等」の内容に関して、持分に相当する外国のパートナーシップや外国の信託受益権等も取り定めるような規定とすべきであるとする意見が寄せられていた。

これらの意見に対し、法務省は、「持分等」、「譲渡制限株式等」の内容については、会社法施行後における合併等の対価に係る検討の結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとするのが相当であり、現段階においては原案を維持することとしたものである。

（三）組織再編行為を行う会社の事前開示事項

〔参照〕会規180条・182条、184条・191条、193条・204条、206条、組織再編省令案53条・55条、57条・64条、66条・75条、77条、法775条1項・782条1項・794条1項・803条1項

組織再編行為を行う会社の事前開示事項を定める省令案には、「履行の見込みの有無に関する事項」との文言が使われているが（組織再編省令案53条2号など）、この省令案に対し、「履行の見込みの有無に関する事項」を「履行の見込みがあること及びその理由」等とすべきであるとする意見、株

主総会の会日の前六箇月以内に作成された計算書類等をも事前開示事項に加えるべきであるとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は、については、意見を踏まえて、「履行の見込みに関する事項」と規定ぶりを改め、については、株主総会の会日の前六箇月以内に作成された計算書類等については、その作成を要求しても監査の対象とならないことや、別途当該計算書類の開示に代わる最終事業年度後の状況変化の開示を要求することとしていることにかんがみれば、原案は相当であると考えらる。

したがって、今回制定された法務省令では、「履行の見込みに関する事項」という文言に改められている（会規180条・182条、184条・191条、193条・204条、206条）。

（四）簡易組織再編手続に対する異議要件としての株式数

〔参照〕会規197条、組織再編省令案70条、法796条4項

現行商法413条ノ3第8項では、簡易組織再編の要件を満たす場合であっても、特別決議の成立を妨げる可能性を生ずる数（定款により特別決議の定足数を引き下げない場合）にあたる総株主の議決権の六分の一以上を有する株主が反対の意思を通知した場合には、株主総会の合併承認決議を要すると

する。

会社法では株主総会の特別決議について、定款により、定足数の引き下げや決議要件の引き上げ、または一定数以上の株主の賛成を要する旨等を定めることができることを明確化したことから（法309条2項）、株主総会が開催された場合に組織再編行為に係る議案が否決される可能性が生ずる数を、定款による別段の定めにも対応できるように規定したものである。

なお、事業譲渡の場合における簡易手続に対する異議要件としての株式数（法468条3項）についても、会社法施行規則138条（本体省令案92条）が同一の内容を定めている。

二〇 責任追及の訴え

（一）責任追及等の訴えの提起の請求方法

〔参照〕会規217条、本体省令案124条、法847条1項

株主代表訴訟の実効性を高めるため、提訴請求株主に一層情報の開示を求めるとし、省令案（本体省令案124条）では、株主が会社に対して責任追及等の訴えの提起を請求する際には、次の事項を明らかにしなければならないとした。被告となるべき者

請求の趣旨および原因等

この省令案に対し、株主が責任追及等の訴えの提起を請求する方法として、民事訴訟規則53条1項に規定する事項を明らかにして行わなければならないこととするに關して、民事訴訟法132条の2第3項にならって「提起しようとする

訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点」にすべきであるとす
る意見、より簡易な記載で足りることとすべきであるとす
る意見等が寄せられた。

この意見に対し、法務省は、及び については、再検討
した結果、民事訴訟規則53条1項が訓示規定にすぎないもの
とされていることにかんがみ、所要の修正をしたものである。

すなわち、会社法施行規則217条では次のように規定内容を
改めた。

被告となるべき者

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(二) 不提訴理由の通知の方法

〔参照〕 会規218条、本体省令案125条、法847条4項

株主代表訴訟の実効性を高めるため、会社に一層の情報
開示を求めることとし、省令案(本体省令案125条)において、

提訴請求を行った株主に對して通知する不提訴理由には、次
の事項を明らかにしなければならないとした。

会社が行った調査の方法(調査において調べた証拠を含
む)および結果

請求対象者の責任の有無についての判断

請求対象者に賠償責任があると判断した場合にもかかわ
らず提訴しなかつたときはその理由

この省令案の不提訴理由の通知において明らかにすべき事
項を列挙し、その一つとして、調査において調べた証拠を明
らかにすべきこととすることに關して、証拠まで明らかに
する必要はなく、あるいは、重要な証拠に限定すべきである
とする意見、通知事項として「提訴理由が不適法の場合に
は、その旨及びその理由」を加えるべきであるとする意見等
が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は、 については、意見を踏
まえて、所要の修正をし、 については、提訴理由が不適法
の場合には、そもそも、通知義務が生じないことから、通知
すべき事項に加えることは相当ではないと考えるとした。

したがって、今回制定された法務省令では次のように規定
内容が改められ、「会社が行った調査の内容(判断の基礎とし

た資料を含む)」とされた(会規218条)。すなわち、通知内容
を請求対象者の責任の有無についての判断の基礎とした資料
に限定したものである。

会社が行った調査の内容(判断の基礎とした資料を含む)

請求対象者の責任の有無についての判断

請求対象者に賠償責任があると判断した場合にもかかわ
らず提訴しなかつたときはその理由

四 会社計算規則

(一) 会計帳簿

〔参照〕 計規4条2項、計算省令案4条、法432条1項

省令案(計算省令案4条)に対しては、会計帳簿を電磁的
記録をもって作成することができる旨の規定を設けるべきで
あるとする意見が寄せられ、法務省は、この意見を踏まえて、
会計帳簿を電磁的記録によつても作成することができる旨の
規定を設けることとした。

すなわち、会社計算規則4条2項には、会計帳簿は、書面
又は電磁的記録をもって作成しなくてはならない旨が明文化
された。

(二) 資産及び負債

〔参照〕 計規5条・6条・106条・107条、計算省令案5条、8
条、法432条1項

資産及び負債に関する省令案(計算省令案5条、8条)に
對しては、繰延資産の定義及びその償却期間について明確
化すべきであるとする意見のほか、個別具体的な規定につ
いての意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は、 については、繰延資産
の種類及びその償却期間については、会計慣行に委ねられる
べきものであり、原案は相当であると考え、 につい
ては、寄せられた意見を踏まえ、会計慣行との整合性を考慮
しながら、所要の修正をした。

すなわち、計算省令案の規定を整理し直し、若干の変更・
追加を行った(計規5条5項・6条2項・106条3項4項・107
条2項2号ホ等)。例えば、資産の評価では、満期保有目的の
債券に限られず、債権一般について相当の理由があるときは、
債権金額によらず適正な価格を付すことができる(計規5条
5項)。負債の評価については原則が債務額で例外的に「時価
又は適正な価格」を付すことができ(計規6条、「通常取引」

(計規106条3項1号ロ)、「年内」(計規106条4項)の用語の定義が置かれ、固定負債には「のれん」が追加された(107条2項2号ホ)。

(三) 株主資本等の算定方法

〔参照〕計規36条・52条・74条・85条・87条・計算省令第9条・29条、法432条1項

株主資本の算定方法に関する省令第9条(計算省令第9条)に対しては、そもそも法務省令で定めるべき事項ではないとする意見のほか、負の資産の出資による株式発行を認めざるべきではないとする意見、定款に係る印紙税も払込み又は給付をした財産の額に含まないものとするを可能とすべきであるとする意見、募集株式の発行と自己株式の処分とを併せて行う場合、計上すべき資本金の額が過小となり問題であるとする意見、利益性の剰余金や準備金を資本金へ振り替えることができないものとするは相当ではないとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。まず、法務省令で定めるべき事項ではないとの意見については、会計帳簿の作成方法は法務省令に委任された事

項であること、当該規定はあくまで会社法445条の適用があることを前提に同条の「株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額」を明確化するための規定であることにかんがみれば、原案は相当であると考える。

については、株式発行時にマイナスの利益剰余金が生ずることは、あくまで会計帳簿上の表示がマイナスになるだけの問題であるに過ぎないことから、原案は相当であると考えられる。については、控除が認められる設立費用の内容については、学説及び会計慣行に委ねることとして、所要の修正をした。については、意見を踏まえて、所要の修正をした。については、資本と利益の区別は会計慣行上確立した考え方であること、会計帳簿の作成方法は法務省令に委任された事項であることから、原案は相当であると考えられる。

したがって、については、列挙事項は削除され(計規74条1項2号)、については「自己株式処分割合」という概念を導入し修正をなした(計規37条・40条)。

(四) 企業結合会計基準に沿った株主資本の算定

〔参照〕計規37条2項・40条2項・74条2項など、計算省令第10条2項・12条2項2号・14条2項2号など、法432条1項

株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものであるから(法431条)、企業結合会計基準および共通適用指針に沿った内容で株主資本の算定を行うこととし、共通支配下の取引を同一企業集団の内部の取引として、いわゆる「プリーング」とも、いわゆる「パーチェス」とも異なる処理を定める(計規37条2項・40条2項・74条2項など)。

例えば、当該株式会社と共通支配下にある者が出資した場合において、当該出資者が出資財産について付していた帳簿価額がマイナスであるとき(簿価債務超過の事業を出資するときなど)は、株式を発行した場合に、当該株式会社の資本金・資本準備金は増加せず、当該マイナス部分について利益剰余金が減少する。

(五) 計算書類の種類

〔参照〕計規91条・計算省令第32条、法435条2項

計算書類は、次の四つから構成される(計規91条、法435条2項)

- 貸借対照表
- 損益計算書

株主資本等変動計算書
個別注記表

自己株式の処分・消却による剰余金の変動等、資本取引により損益計算書を経由せずに純資産の部の計数を変動させる事象が増えているため、これを株主資本等変動計算書として独立させるとともに、従来は貸借対照表または損益計算書の注記事項とされていた事項を取りまとめて個別注記表とするものである。

(六) 計算書類等の監査期間

〔参照〕計規152条・158条・160条、会規132条「事業報告」、監査省令第13条1項・19条1項・21条1項・26条1項、法436条1項2項

現行商法においては、定時株主総会の期日を起点として「八週間前」と規定されているため、監査開始のために計算書類を提出する時点で、定時株主総会の期日を逆算して定めなければならないこととなっている。

そこで省令第13条1項・19条1項・21条1項・26条1項)では、監査役等に十分な監査期間を確保しつつ、監査が早期に完了した場合には、定時株主総会を早期

に開催することができるように、監査報告の通知期限として、計算書類を受領した日から「四週間を経過した日」等とし、通知期限内に監査報告の内容を通知しない場合には、監査を受けたものとみなすこととした。

この省令案に対し、監査役等が期限内に監査を終了しない場合には監査を受けたものとみなす旨の規定は削除すべきであるとする意見、監査意見を表明することができない場合の意見差控えに対応する規定も設けるべきであるとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。については、監査役等が監査を怠った場合であっても次の手続に進めないという結論は相当ではなく、また、監査を受けたものとみなされる場合には不適正意見等があった場合と同じ取扱いがされることにかんがみれば、原案は相当であると考え、については、意見を踏まえて、意見差控えに対応する規定を設けることとした。

そこで法務省令においては、会計監査人の会計監査報告における意見差控えにつき規定を新設した（計規154条1項3号）。

削除し、規定の簡略化を図るなどの所要の修正をした。

したがって、法務省令では、通知する項目を整理し先にあげた の三つとした（計規159条）。

（八）重点監査項目

今回制定される法務省令においても、現行商法施行規則133条や138条と同様に、全ての会社に共通する重点監査項目については、特記事項として明記すべきであるとする意見が寄せられた。これに対して法務省は、この意見については、実務による監査基準の策定が進んでいる現状や、重点監査項目を特記したために当該項目のみを監査すれば良いという風潮が生じ、監査の実があがらないこととなる危険性等にかんがみれば、当該項目を列挙しないこととする原案は相当であると考えるとする。したがって、法務省令において重点監査項目の定めはない。

（九）決算公告における会計監査人の不適正意見等の明示

〔参照〕計規176条、計算省令案106条、法440条
 計算書類の「会計監査報告書」に不適正意見がある場合など一定の事項を、決算公告（法440条）において明示させるこ

（七）会計監査人の内部統制

〔参照〕計規159条、監査省令案20条、法436条2項
 会計監査人の独立性に関連する事項を監査報告の内容とした上で、これを開示させることとしたものである。省令案（監査省令案20条）では、会計監査人は、監査役等に対して会計監査報告の内容の通知に際して、原則として、独立性に関する事項その他監査に関する法令および規程の遵守に関する事項、監査、監査に準ずる業務およびこれらに関する業務の契約の受託および継続の方針に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項など全部で七項目を通知しなければならないこととした上で、監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項を内容とした監査報告を作成しなければならないとした（監査省令案16条2号・17条2項等）。

このような省令案に対し、詳細にすぎるので項目を絞り込むべきであるとする意見等が寄せられた。法務省は、上記の意見を踏まえて、原案のうち、監査に従事する者の選任その他の人事の方針に関する事項など、監査法人ではない会計監査人に対しては意味を有しない規定については、これを全て

ととした。会計の専門家である会計監査人が不適正意見を述べている以上、株主総会の承認が得られた場合であっても、債権者等の利害関係人に開示する必要があるからである。

（一〇）計算書類のウェブサイト開示

〔参照〕計規161条4項・162条4項、法437条・444条6項
 既に株主総会参考書類および事業報告で述べたことと同様である（本稿二三（一〇）及び一五（六）参照）。すなわち、計算書類のうち個別注記表、連結計算書類に記載又は表示しなければならぬ事項の全部又は一部について、一定の要件を満たしたインターネットによる開示（ウェブ開示）の措置をとることにより、株主への提供に代えることを可能としている（計規161条4項・162条4項）。ウェブ開示を行うには、ウェブ開示を行う旨の定款の定めがあることが必要であり、株主には、ウェブサイトのアドレスを通知しなくてはならない（計規161条5項・162条5項）。

書面等を株主へ提供することに代えウェブ開示が可能となる事項は、計算書類のうち個別注記表および連結計算書類に記載又は表示しなければならない事項の全部である。ウェブ開示は、株主に対して書類を提供しなければならない

い株主総会の招集通知を發出するときから、当該株主総会の日から三ヶ月が経過するまでの間、継続して行わなくてはならない。

(一) 計算書類の承認等に関する特則

〔参照〕計規163条・183条、監査省令案27条・28条、法439条・441条4項・459条2項・460条2項

省令案（監査省令案27条・28条）では、会計監査人設置会社においては、承認特則規定（法439条・441条4項）および分配特則規定（法459条2項・460条2項）により、会計監査人の無限定適法意見など一定の要件を満たすことを条件として、計算書類は株主総会での承認が不要となり（報告事項）、また剰余金分配も取締役会で決定できるものとした。

この省令案に対しては、監査委員会の監査報告に各監査委員の不当意見を付記させるとともに、当該付記があるときは、監査役会の監査報告と同様に、計算書類の承認等の特則に関する要件等を満たさないものとするべきであるとする意見等が寄せられた。

そこで法務省は、この意見を踏まえて、監査委員会の監査報告に対する各監査委員の意見の付記に関する規定を設ける

とともに、一定の付記があるときは、監査役会の監査報告と同様に、計算書類の承認等の特則に関する要件を満たさないものとするものとした。

したがって、法務省令では、監査役・監査委員の意見の付記を新設し（計規156条2項・157条1項）、不当意見の付記がないことを承認・分配特則の要件とするともに（計規163条3号・183条3号）、さらに「みなし監査」（計規160条3項）となった計算書類ではないことも要件に加えた（計規163条4号・183条4号）。

(二) 分配可能額の計算方法

〔参照〕計規186条、計算省令案112条、法461条2項6号

省令案（計算省令案112条）においては、企業結合会計基準の適用に伴い、計上される「のれん」の額が多額となることが想定されるころ、分配可能額の計算（法461条2項6号）においては保守性の観点から、そのうちの一定額について拘束をかけることとし、正の「のれん+繰延資産」の合計額が「資本金+準備金」の合計額を超える場合には、超過額の二分の一（ただしその他資本剰余金の額を上限とする）を分配可能額から控除するものとした（計算省令案112条1号）。また、子会

社・関連会社の財務状況が悪化している場合にも、一定の類型の会社については保守性の観点から配当拘束をかけることとし、分配可能額の計算にあたって、持分法を適用した場合の投資損失額を控除するものとした（計算省令案112条4号）。

このような省令案に対し、貸借対象表に計上された正ののれん及び繰延資産の合計額が資本金及び準備金の合計額を超える場合には超過額の二分の一を分配可能額から控除するという取扱いについては、その他資本剰余金の額を常に上限とするのは相当でないとする意見等が寄せられた。また、持分法損失の取扱いに関しては、連結貸借対照表の剰余金に基づき算定することができるようにすべきであるとする意見、持分法による計算方法が不明確であるとする意見が寄せられた。

その他、分配可能額の計算方法については、会計上の純利益に参入される時価評価益についての配当制限を撤廃することとは実現していない利益の配当を認めることとなり相当でないとする意見等が寄せられた。

これらの意見に対し、法務省は次のような考え方を公表している。まず、のれん等の取扱いについての意見については再検討をした上で、所要の修正をした。持分法損失の取扱い

に関する、及び については、算定の基礎となる項目を連結貸借対照表の各項目とした上で、連結配当規制を適用するかどうかについては会社の任意に委ねる取扱いをするなどの所要の修正をした。

分配可能額の計算方法については、会計上純利益に計上するといふ取扱いなどにかんがみれば、原案は相当であると考えらるという。

そこで法務省令においては、のれん等の取り扱いについては、「のれん等調整額」の概念を導入し修正を施し（計規186条1号）、につき、連結配当規制適用会社（2条3項72号）の概念を設け、規定の仕方を変更し、算定の基礎となる項目を連結貸借対照表の各項目とした（計規186条4号）。

(三) 組織再編の計算

〔参照〕計規2条、4条・7条・12、29条・35条・56、70条・76、84条、組織再編省令3条、51条、法445条5項

省令案（組織再編省令3条、51条）では、現在検討中の組織再編行為に係る会計基準に対応すべく、組織再編行為に係る計算について会計基準における処理方法の区分に応じて、パーチェス法・プリンク法その他の適当な方法により資本

金等の計上を行うものとした。

この省令案に対しては、規定が複雑であるとする意見等が寄せられた。この意見に対し法務省は、会計慣行との整合性を考慮すると、相当程度複雑な規定にならざるを得ないものの、意見を踏まえて、再度、規定を整理した。

五 電子公告規則

現行の電子公告規則（平成一七年法務省令第3号）と同内容を規定したものであり、「電子公告調査を求める方法」（3条、法94条）、「電子公告調査を行う方法」（5条、法94条2項）、「調査結果通知の方法」（7条、法94条4項）、「調査記録簿の記載」（12条、法95条1項）などについて定める。

なお、省令案（電子公告省令案）に対して、電子公告調査機関による調査結果通知（省令案7条）に関して、中断が生じた可能性のある時間が全公告期間中に占める割合を記載又は記録事項とすべきであるとする意見が寄せられたが、法務省は、現在の通知事項から中断期間の割合を算出することが可能であり、あえて当該割合の記載を義務づけるまでの必要性は乏しく、原案は相当であると考えとし、変更を加えな

かった。

省令案と異なる点として、登記アドレスに関する特則が追加された（電子公告規則13条）。